



熊本県公報

第 1 2 3 4 2 号

平成 26 年 8 月 15 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 1
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 2
- 漁船保険付保義務の消滅(鏡町加入区・昭和加入区)…………… (団体支援課) 12
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 12
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 12
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 12
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 13
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による施術者の指定…………… (社会福祉課) 24
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による施術者の指定…………… (") 24
- 高規格救急車の調達に係る一般競争入札の実施…………… (管理調達課) 24
- 消防ポンプ自動車の調達に係る一般競争入札の実施…………… (") 25
- 熊本県ホームページリニューアルに係るCMS及び関連機器
等の賃貸借業務に関する総合評価一般競争入札の参加資格等…………… (広報課) 25
- 公 告
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 26
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (") 26
- 高規格救急車の調達に係る一般競争入札の実施…………… (管理調達課) 26
- 消防ポンプ自動車の調達に係る一般競争入札の実施…………… (") 30
- 指定管理者の募集…………… (くまもとブランド推進課) 34
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 35
- 熊本県ホームページリニューアルに係るCMS及び関連機器
等の賃貸借業務に関する総合評価一般競争入札の実施…………… (広報課) 36
- 登 載 依 頼
- 熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則…………… (高校教育課) 39
- 熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する
規則…………… (") 39

告 示

熊本県告示第 8 1 0 号

介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 6 年 8 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社みうら	デイサービス みうら	菊池郡菊陽町原 水 1 1 3 8 番地 1 0	平成 2 6 年 8 月 5 日	通所介護

熊本県告示第 8 1 1 号

介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 6 年 8 月 1 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社みうら	デイサービス みうら	菊池郡菊陽町原 水1138番地 10	平成26年 8月5日	介護予防通所 介護

熊本県告示第812号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年8月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年8月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	遠原渡線	球磨郡球磨村大字三ヶ浦丙字 鶴鹿倉 711番1地先から	前	4.8 ～ 8.7	234.9	単道改
		同所 737番地先まで	後	5.7 ～ 11.0	234.9	

2 区域を変更する期日 平成26年8月15日

熊本県告示第813号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年8月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 権現地川（528-1-008）

- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
天草市栖本町打田
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

2 大工の浦川（528-1-009）

- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
天草市栖本町打田
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

3 五反田川（528-1-010）

- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
天草市栖本町打田
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

4 龍ノ口（528-2-005）

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 春の窪谷（528-2-006）
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 宗土岐川（528-2-007）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 赤木野川（528-2-008）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 8 第一山浦川（528-2-009）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 9 第二山浦川（528-2-010）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 10 第三山浦川（528-2-011）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 中野川 (5 2 8 - 2 - 0 2 6)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 天草市栖本町湯船原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 中野 - 1 (5 2 8 - 1 - 0 1 8 - 1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 天草市栖本町湯船原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 中野 - 2 (5 2 8 - 1 - 0 1 8 - 2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 天草市栖本町湯船原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 中野 - 3 (5 2 8 - 1 - 0 1 8 - 3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 天草市栖本町湯船原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 宗土岐 (5 2 8 - 1 - 0 2 5)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 大工の浦 - 1 (5 2 8 - 1 - 0 2 6 - 1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 天草市栖本町打田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 17 大工の浦-2 (528-1-026-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町打田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 18 大工の浦-3 (528-1-026-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町打田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 19 権現地-1 (528-1-027-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町打田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 20 権現地-2 (528-1-027-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町打田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 21 坂の下-1 (528-1-028-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 22 坂の下-2 (528-1-028-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 坂の下-3 (528-1-028-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 4 宗土岐3-1 (528-2-001-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 宗土岐3-2 (528-2-001-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 6 宗土岐2 (528-2-002)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 7 山浦4 (528-2-003)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 8 山浦3 (528-2-004)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 9 山浦2-1 (528-2-005-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 0 山浦2-2 (528-2-005-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 1 中野-1 (528-2-014-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町湯船原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 2 中野-2 (528-2-014-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町湯船原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 3 中野-3 (528-2-014-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町湯船原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 龍ノ口2 (528-2-026)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 山浦 (528-2-027)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

36 火の玉2 (528-2-028)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

37 火の玉1 (528-2-029)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

38 火の玉3-1 (528-2-030-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

39 火の玉3-2 (528-2-030-2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

40 火の玉3-3 (528-2-030-3)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

41 小平(鬼平) (528-2-036)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町湯船原
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 2 五反田1 (528-2-039)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町打田

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 3 五反田2 (528-2-040)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町打田

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 4 上火の玉 (528-2-041)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 5 大久保-1 (528-2-042-1)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 6 大久保-2 (528-2-042-2)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 7 竜口-1 (528-2-043-1)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 8 竜の口-2（528-2-043-2）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 9 竜の口-3（528-2-043-3）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 0 竜の口-4（528-2-043-4）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 1 竜の口-5（528-2-043-5）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 2 亀の迫-1（528-2-044-1）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 3 亀の迫-2（528-2-044-2）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 4 亀の迫-3 (528-2-044-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 5 亀の迫-4 (528-2-044-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 6 畠田-1 (528-2-045-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 7 畠田-2 (528-2-045-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 8 畠田-3 (528-2-045-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 9 畠田-4 (528-2-045-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 60 畠田-5 (528-2-045-5)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 61 畠田-6 (528-2-045-6)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市栖本町馬場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第814号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項の規定により平成22年8月13日熊本県告示第800号及び熊本県告示第801号で公示した鏡町加入区及び昭和加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成26年8月12日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成26年8月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第815号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年8月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団坂梨会	訪問看護ステーション春草苑	阿蘇市内牧1107番地1	平成26年9月1日	訪問看護

熊本県告示第816号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成26年8月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団坂梨会	訪問看護ステーション春草苑	阿蘇市内牧1107番地1	平成26年9月1日	介護予防訪問看護

熊本県告示第817号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年8月15日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年8月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	八代市泉町葉木 47番1地先から 同所 47番1地先まで	110.0	活力創出 基盤交付 金(改築)

2 供用を開始する期日 平成26年8月18日

熊本県告示第818号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年8月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 双原谷（521-1-003）

(1) 土砂災害警戒区域の所在地

上天草市大矢野町登立

(2) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

2 成合津谷（521-1-007）

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

上天草市大矢野町登立

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

3 向浦谷（521-1-008）

(1) 土砂災害警戒区域の所在地

上天草市大矢野町登立

(2) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

4 第二広崎谷（521-1-009）

(1) 土砂災害警戒区域の所在地

上天草市大矢野町登立

(2) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

5 第一広崎谷（521-1-010）

(1) 土砂災害警戒区域の所在地

上天草市大矢野町登立

(2) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

6 芋の迫谷（521-2-005）

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 上天草市大矢野町登立
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 芋の迫谷第二(521-2-006)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 双原
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 船江(1)-1(521-1-023-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 船江(1)-2(521-1-023-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 船江(1)-3(521-1-023-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 12 船江(1)-4(521-1-023-4)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 船江(2)-1(521-1-024-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市大矢野町登立
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 船江(2)-2(521-1-024-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市大矢野町登立
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 船江(2)-3(521-1-024-3)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市大矢野町登立
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 船江(2)-4(521-1-024-4)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市大矢野町登立
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 船江上(2)(521-1-025)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市大矢野町登立
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 船江(3)(521-1-026)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市大矢野町登立
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 19 東満-1 (521-1-027-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 20 東満-2 (521-1-027-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 21 東満-3 (521-1-027-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 22 東満-4 (521-1-027-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 23 下東満(1) (521-1-029)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 24 双原(B)-1 (521-1-030-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 25 双原(B)-2 (521-1-030-2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

2 6 双原 (5 2 1 - 1 - 0 3 1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

2 7 双原 (C) (5 2 1 - 1 - 0 3 2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

2 8 辺田 (1) - 1 (5 2 1 - 1 - 0 3 3 - 1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

2 9 辺田 (1) - 2 (5 2 1 - 1 - 0 3 3 - 2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 0 南辺田 - 1 (5 2 1 - 1 - 0 3 4 - 1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 1 南辺田 - 2 (5 2 1 - 1 - 0 3 4 - 2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 2 尾ノ上(2) (521-1-035)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 3 新田(B) (521-1-036)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 そべ石下-1 (521-1-200-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 そべ石下-2 (521-1-200-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 広崎-1 (521-1-201-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 7 広崎-2 (521-1-201-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 8 広 崎 西 (5 2 1 - 1 - 2 0 2)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 9 成 合 津 - 1 (5 2 1 - 1 - 2 0 3 - 1)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 0 成 合 津 - 2 (5 2 1 - 1 - 2 0 3 - 2)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 1 成 合 津 (1) (5 2 1 - 1 - 2 0 4)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 2 鳴 合 津 (5 2 1 - 1 - 2 0 5)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 3 三 年 ヶ 浦 (4) (5 2 1 - 2 - 0 0 9)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 4 船江東-1 (521-2-010-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 5 船江東-2 (521-2-010-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 6 船江東-3 (521-2-010-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 7 船江上(1)-1 (521-2-011-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 8 船江上(1)-2 (521-2-011-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 9 船江上(1)-3 (521-2-011-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 0 船江上 (1) - 4 (5 2 1 - 2 - 0 1 1 - 4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 1 上東満 (2) (5 2 1 - 2 - 0 1 5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 2 下東満 (2) - 1 (5 2 1 - 2 - 0 1 6 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 3 下東満 (2) - 2 (5 2 1 - 2 - 0 1 6 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 4 双原西 (5 2 1 - 2 - 0 1 7)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 5 双原中央 (5 2 1 - 2 - 0 1 8)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 56 本郷北-1 (521-2-019-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 57 本郷北-2 (521-2-019-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 58 本郷北-3 (521-2-019-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 59 本郷北-4 (521-2-019-4)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 60 本郷北-5 (521-2-019-5)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 61 本郷北-6 (521-2-019-6)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 62 尾ノ上(1) (521-2-020)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 3 新田 (1) - 1 (5 2 1 - 2 - 0 2 1 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 4 新田 (1) - 2 (5 2 1 - 2 - 0 2 1 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 5 広崎北 (5 2 1 - 2 - 1 8 4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 6 三年ヶ浦 (5) (5 2 1 - 2 - 0 0 2 (人))
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 7 上東満 (3) - 1 (5 2 1 - 2 - 0 0 4 (人) - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 8 上東満 (3) - 2 (5 2 1 - 2 - 0 0 4 (人) - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町登立
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第819号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により告示する。

平成26年8月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

(施術者〔はり師・きゅう師〕)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
依田 鉄生	慈恵堂鍼灸院	菊池市隈府172	平成26年7月1日
吉海 クニ子	吉海鍼灸療院	水俣市古賀町一丁目6-3	平成26年7月1日

熊本県告示第820号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により告示する。

平成26年8月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

(施術者〔はり師・きゅう師〕)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
氏家 崇博	体心整骨院	八代市田中町491番地1	平成26年7月1日
川口 優一	川口整骨院	八代市千反町二丁目10番11号	平成26年7月1日

熊本県告示第821号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成26年8月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 競争入札に付する事項（調達物品及び購入予定数量）
高規格救急車 1台
- 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 入札参加資格を得るための申請方法等
 - 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581

- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成26年9月4日(木)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成28年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成28年1月4日から平成28年1月31日(閉庁日を除く。)までに行う。

熊本県告示第822号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
平成26年8月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 競争入札に付する事項(調達物品及び購入予定数量)
消防ポンプ自動車(CD-I型) 1台
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成26年9月4日(木)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成28年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成28年1月4日から平成28年1月31日(閉庁日を除く。)までに行う。

熊本県告示第823号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
平成26年8月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 競争入札に付する事項
熊本県ホームページリニューアルに係るCMS及び関連機器等の賃貸借業務
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げると

- ころにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成26年8月25日（月）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成28年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成28年1月4日から平成28年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

公 告

熊本県公告第418号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成26年8月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市荒尾字上川後田4160番285、同4160番286、同4160番290
及び同4160番291
2, 120.19平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
荒尾市荒尾4160番地270
医療法人樹尚会

熊本県公告第419号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成26年8月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡御船町大字滝川字大塚1314番1、同1317番1、同1353番3、同1357番1、同1357番2及び同1358番1
4, 657.95平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
京都府綴喜郡井手町大字多賀小字茶臼塚12番地の2
ワタキューセイモア株式会社

熊本県公告第420号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
平成26年8月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品及び数量
高規格救急車 1台
 - (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班

- 郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2580
 ファックス番号 096-381-9010
- (3) 調達物品の仕様等
 発注仕様書による。
- (4) 納入期限
 平成27年3月20日
- (5) 納入場所
 熊本県上益城郡益城町大字惣領2167
 熊本県消防学校
- (6) 入札方式(紙入札併用案件)
 この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アに定める期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
 ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
 イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
 ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額
 入札金額は、(1)の調達物品の購入に要する費用の総額(配送費等納入に要する一切の費用を含む。)とする。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (8) 発注仕様書の特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を準用する。
- (9) 最低制限価格の設定
 この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
 次の(1)から(5)までに掲げる条件の全てを満たす者であること。
 (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要な場合は、入札参加資格申請内容変更届を次のアの期間以降も随時受け付けるが、この場合には、登録内容の変更が3(3)の競争入札参加資格確認申請の提出期間の末までに間に合わないことがある。
 ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)受付期間公告の日から平成26年9月4日(木)午後5時まで
 イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
 熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
 エ 提出の方法
 イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間の末までに必着とする。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
 (5) 入札しよとする物品の仕様を示す書類を熊本県総務部消防保安課へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明(4(2)により取得することのできる本入札に係る様式(以下「入札関係様式」という。)のうち「仕様適合証明願(書)」による。)を受けた者であること。なお、熊本県総務部消防保安課の審査を受ける期間は、公告の日から平成26年9月11日(木)午後5時までとする。ただし、受付期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、この場合には、証明が3(3)の競争入札参加資格確認申請書の提出期間の末までに間に合わない場合もある。
- 3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件を満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。

 - ア 競争入札参加資格確認申請書
 - イ 2(5)の仕様適合証明願(書)
- (2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイの書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)アの書類に(1)イの書類の提出方法等を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イの書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイの書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間

公告の日から平成26年9月18日(木)午後5時まで
- (4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
 - (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成26年9月18日(木)午後5時まで受け付ける。
 - (2) 仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成26年9月25日(木)まで行う。
 - (3) 入札の方法
 - ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成26年9月24日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
 - イ 紙入札による入札の方法
 - (ア) 日時 平成26年9月25日(木)午前10時
 - (イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局
 - (ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成26年9月24日(水)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に入札関係様式のうち再入札書を入れること。
 - (4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
 - (5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
 - (6) 入札の無効

次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

 - ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 紙入札方式による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 紙入札方式による入札において記名押印を欠く入札
 - エ 紙入札方式による入札において金額を訂正した入札

- オ 紙入札方式による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 明らかに連合による入札と認められる入札
- キ 紙入札方式による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- ク 紙入札方式による入札において2以上の意思表示をした入札
- ケ 紙入札方式による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- サ 電子入札システムによる入札において入札執行（開札）日までに指名停止措置その他の指名の取消事由に該当した者の入札
- シ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- ス 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- セ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金
 免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否
 要

(2) 契約の締結期限
 平成26年10月9日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限
 平成26年10月2日

(4) 契約保証金を納付する場合
 ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次のとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が确实と認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書を添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

- (ア) 納付期限 5(3)の期限
- (イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

- (ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- (イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

ウ 契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

- (ア) 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書
- (イ) 添付書類
 - イ(ア)に該当する場合にあつては、履行保証保険証券
 - イ(イ)に該当する場合にあつては、入札関係様式に定める履行証明願（書）
- (ウ) 提出期限 5(3)の期限
- (エ) 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

- (1) 問合わせ先
 ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関する
 熊本県出納局管理調達課調達班
 電話番号 096-333-2580
 ファックス番号 096-381-9010
 イ 競争入札参加資格審査申請に関する
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
 ウ 電子入札システムの操作方法に関する
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased:
 High Standard Ambulance 1
- (2) Delivery period:
 March 20th, 2015
- (3) Delivery Place:
 Kumamoto Fire Academy
 2167, Souryou, Mashiki-machi Kamimashiki-gun Kumamoto Prefecture
 861-2233, Japan
- (4) Date and Place for tender:
 Date: September 25th, 2014, 10:00 a.m.
 Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
 Management and Purchasing Division
 (2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:
 Management and Purchasing Division Treasury Bureau
 Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8570, Japan
 Phone: 096-333-2580
- (6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :
 Tender must arrive no later than September 24th, 2014
- (7) Other:
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

熊本県公告第421号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成26年8月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
 消防ポンプ自動車（CD-I型） 1台
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
 熊本県出納局管理調達課調達班
 郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2580
 ファックス番号 096-381-9010
- (3) 調達物品の仕様等
 発注仕様書による。
- (4) 納入期限
 平成27年3月20日
- (5) 納入場所
 熊本県上益城郡益城町大字惣領2167
 熊本県消防学校
- (6) 入札方式（紙入札併用案件）
 この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アに定める

期間内に熊本市に熊本市電線子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙側入札システム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
 アイ登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できな者
 ウ、名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(7) 入札金額は、(1)の調達物品の購入に要する費用の総額（配送費等納入に要する一切の費用を含む。）とすると、入札金額に当該金額の10分の8を相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であることを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。

(8) 発注仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。

(9) 最低制限価格の設定
 この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な事項

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付けるが、また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するため登録内容の変更が必要な場合は、入札参加資格申請内容変更届を次のアの期間以降にも随時受け付けるが、この場合には、登録内容の変更が3(3)の競争入札参加資格確認申請の提出期間の末までに間に合わないことがある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間
 公告の日から平成26年9月4日（木）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
 熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

ウ 競争入札参加資格申請書の様式、手引等
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。

エ 提出の方法
 イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間の末までに必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県告示第811号及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県総務部消防保安課へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明（4(2)により取得することのできる本入札に係る様式（以下「入札関係様式」という。）のうち「仕様適合証明願(書)」による。）を受けた者であること。なお、熊本県総務部消防保安課の審査を受ける期間は、公告の日から平成26年9月11日（木）午後5時までとする。ただし、受付期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、この場合には、証明が3(3)の競争入札参加資格確認申請書の提出期間の末までに間に合わない場合もある。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類
 この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件を満たす者であること
 この確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書
 イ 2(5)の仕様適合証明願(書)

(2) 提出方法
 電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイの書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)アの書類に(1)イの書類の提出方法を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イの書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイの書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送

(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

- (3) 提出期間
公告の日から平成26年9月18日(木)午後5時まで

- (4) 提出先
1 (2)の入札・契約担当部局

- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等
(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

- 1 (2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成26年9月18日(木)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成26年9月25日(木)まで行う。

- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成26年9月24日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

- イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 平成26年9月25日(木)午前10時30分
(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局
(ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成26年9月24日(水)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に入札関係様式のうち再入札書を入れること。

- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

- (6) 入札の無効
次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

- ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 紙入札方式による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 紙入札方式による入札において記名押印を欠く入札
- エ 紙入札方式による入札において金額を訂正した入札
- オ 紙入札方式による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 紙入札方式による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- ク 紙入札方式による入札において2以上の意思表示をした入札
- ケ 紙入札方式による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- コ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- サ 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札
- シ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- ス 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- セ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金
 免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否
 要

(2) 契約の締結期限

平成26年10月9日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

平成26年10月2日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次のとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が确实と認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書を添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5(3)の期限

(イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国（独立行政法人及び国立大学法を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

ウ 契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

(ア) 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

(イ) 添付書類

イ(ア)に該当する場合には、履行保証保険証券

イ(イ)に該当する場合には、入札関係様式に定める履行証明願(書)

(ウ) 提出期限 5(3)の期限

(エ) 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関する事

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

イ 競争入札参加資格審査申請に関する事

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関する事

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased:
Fire Pump Car (Model CD-I) 1
- (2) Delivery period:
March 20th, 2015
- (3) Delivery Place:
Kumamoto Fire Academy
2167, Souryou, Mashiki-machi Kamimashiki-gun Kumamoto Prefecture
861-2233, Japan
- (4) Date and Place for tender:
Date: September 25th, 2014, 10:30 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:
Management and Purchasing Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580
- (6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than September 24th, 2014
- (7) Other:
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第422号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成26年8月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称
くまもと県民交流館のうち物産、観光等に関する情報を提供する施設（以下「物産観光等情報提供施設」という。）
- (2) 所在地
熊本市中央区手取本町8-2 テトリアくまもとビル1階
- (3) 施設の規模等
全体面積 206.61平方メートル
- (4) 施設の概要
観光・物産等情報コーナー、交流ステージ等

2 指定管理者が行う業務

- (1) 物産、観光等の振興のための情報の収集及び提供に関する業務
- (2) 物産観光等情報提供施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
- (3) (1)及び(2)に掲げる業務のほか、物産観光等情報提供施設の管理運営上必要と認める業務

3 指定管理者の指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

4 参加資格

次の要件の全てを満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している者であって、明らかに指定管理者として不相当と認められるものでないこと。

5 申請の手続

- (1) 申請書類

- 申請に当たっては、次の書類を提出すること。
- ア 指定管理者指定申請書
 - イ 指定管理者事業計画書及び収支予算書
 - ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - エ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
 - オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
 - カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
 - キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者である場合を除く。）
 - ク 納税証明書
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (イ) 熊本県の県税（当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
 - ケ その他知事が必要と認める書類
 - (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
- (2) 申請書の提出先
 熊本県商工観光労働部観光経済交流局くまもとブランド推進課（県庁行政棟本館8階）
 郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
 電話番号096-333-2333（直通）
- (3) 提出期間
 平成26年9月12日（金）から平成26年9月19日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
 郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
 電子メール及びファクシミリでの提出は受け付けない。
- (4) 提出部数
 正本1部、副本又はその写し10部
- 6 指定管理候補者の選定
 指定管理候補者選考委員会の選考意見を踏まえて、最終的に県において指定管理候補者を選定する。
- 7 募集要項の交付
 5の（2）に掲げる場所で、平成26年8月15日（金）から平成26年9月12日（金）までの間に交付する。
- 8 説明会
 日時及び場所については、エントリーシートを提出した団体に対して別途連絡する。
 なお、エントリーシートは、平成26年8月22日（金）までに提出するものとする。
- 9 留意事項
 (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
 イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 オ その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
 (2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
 (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
 (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
 (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
 (3) 問合先
 5の（2）に同じ。

熊本県公告第423号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年8月15日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

上益城郡益城町大字寺迫字栄田1526番3
 216.53平方メートル
 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
 熊本市東区御領八丁目13番7号ドリームカミングI302号
 澤 純夫

熊本県公告第424号

総合評価一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
 平成26年8月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
熊本県ホームページリニューアルに係るCMS及び関連機器等の賃貸借業務
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県知事公室広報課企画・広報班
- (3) 業務の内容
熊本県ホームページリニューアルに係るCMS及び関連機器等の賃貸借業務要求仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (4) 賃貸借期間
平成27年2月1日から平成32年1月31日までとする。
- (5) 運用開始日
平成27年2月1日
- (6) 納入期限
運用開始日の10日前までとする。
- (7) 納入場所
仕様書のとおりとする。
- (8) 入札金額
入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を準用する。
- (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- (11) その他
ア 本競争入札は、紙入札案件である。
イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に4に記載する競争入札参加資格確認申請書の提出が必要な入札である。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(4)までに掲げる条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有している者でない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、4(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)受付期間
競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札説明会
- (1) 日時 平成26年8月20日（水）午前10時
- (2) 場所 熊本県庁西側事務棟第1会議室
- 4 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
競争入札参加資格確認申請書
- (2) 提出方法
(1)に掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成26年9月1日（月）午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
確認結果は、競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 5 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成26年9月1日（月）午後5時まで受け付ける。
- (2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成26年9月25日（木）まで行う。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成26年9月25日（木）午前10時
イ 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階知事公室会議室
ウ 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）をアの日時にイの場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成26年9月24日（水）午後5時（必着）までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「業務の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「業務名称」を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法
開札は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに(3)イの場所で行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。開札後、予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした者がいないときは、再入札を行うものとする。
なお、入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したもののみならず。
- (6) 入札の無効
次のアからサまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 書面による入札において記名押印を欠く入札
エ 金額を訂正した入札
オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ 明らかに連合によると認められる入札
キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
ク 2以上の意思表示をした入札
ケ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
コ 入札書にくじ番号の記入がない入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、

又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

ア 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内の入札価格で有効な入札書を提出した者について、総合評価のための提案書を受け付け、評価を行う。

イ 提出書類一覧に掲げる提出書類の内容を審査し、入札説明書別添資料「落札者決定基準」の各項目の評価に応じて、1050点の範囲内で評価点（以下「技術点」という。）を与える。

ウ 入札価格については、「450点×（1－入札価格×1.08／予定価格）」により換算し、450点の範囲内で入札価格に対する得点（以下「価格点」という。）を与える。ただし、入札価格が予定価格を超える場合は、落札候補者としな

エ 技術点と価格点の合計点数の最も高い者を落札者とする。

オ 技術点と価格点の合計点数の最も高い者が2者以上あるときは、技術点最も高い者を落札者とする。また、技術点と価格点の合計点数及び技術点の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者落札者とする。あつては、当該入札者にくも引かせ（実施日時、場所等）に当該入札者へ別途通知する。）、落札者を決するとき、これに代えて当該入札執行事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

(9) 入札保証金

免除する。

6 入札実施に係る実演会について

(1) 日時

平成26年9月26日（金）から9月27日（土）までのうち1(2)に掲げる入札・契約担当部局が指定する日時

(2) 場所

熊本県庁行政棟本館4階広報課

7 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含め、平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含め、平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認められる金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行したときに還付する。

(ア) 納付期限 (3)に掲げる期限

(イ) 提出場所 1(2)に掲げる入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該契約の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次により契約保証金免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 契約保証金免除申請書

b 添付書類 (ア)の場合にあつては、履行保証保険証券

(イ)の場合にあつては、履行証明書願（書）

c 提出期限 (3)に掲げる期限

d 提出場所 1(2)に掲げる入札・契約担当部局

8 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受け

- る。
- 9 問 合せ
- (1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請など入札の内容全般に関すること
 (本公告に係る入札・契約担当部局)
 熊本県知事公室広報課企画・広報班
 電話番号 096-333-2027
 ファックス番号 096-386-2040
 - (2) 競争入札参加資格審査申請に関すること
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
 - (3) 電子入札システムの操作方法に関すること
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455
 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (日曜日、土曜日、国民の祝日
 に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日
 及び 1 2 月 29 日から 1 2 月 31 日までの日を除く。)
- 1 0 S u m m a r y
- (1) Name and Content of Consignment (調達する役務の名称及び内容)
 Leasing of CMS and related devices pertaining to renewal of
 Kumamoto prefecture's website.
 - (2) Date and Place for tender: (入札期日)
 Date: September 25th, 2014 10:00 a.m.
 Place: Office of the Governor meetingroom, 5th floor, main administration
 Building.
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 - (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract (担当部局名称、連絡先)
 Public Relation Division
 Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8570, Japan
 Phone: 096-333-2027
 - (4) Other (その他)
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

登載依頼

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 26 年 8 月 15 日

熊本県教育委員会委員長 米澤 和彦

熊本県教育委員会規則第 1 2 号

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則
熊本県立高等学校学則 (昭和 40 年熊本県教育委員会規則第 16 号) の一部を次のよう
に改正する。

別表 (第 4 条関係) 熊本県立鹿本商工高等学校の項中「商業科 情報管理科 機械科
電気科 電子機械科」を「商業科 情報管理科 機械科 電子機械科」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の熊本県立高等学校学則別表に規定する熊本県立鹿本商工高等
学校全日制電気科は、この規則による改正後の熊本県立高等学校学則別表の規定にかか
わらず、平成 29 年 3 月 31 日までの間、存続するものとする。

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 26 年 8 月 15 日

熊本県教育委員会委員長 米澤 和彦

熊本県教育委員会規則第 1 3 号

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
熊本県立高等学校の通学区域に関する規則 (昭和 39 年熊本県教育委員会規則第 15 号)
の一部を次のように改正する。

別表の県央学区の項高等学校名の欄中「松橋高等学校」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の熊本県立高等学校の通学区域に関する規則別表に規定する松

橋高等学校の通学区域については、この規則による改正後の熊本県立高等学校の通学区域に関する規則別表の規定にかかわらず、平成29年3月31日までの間、存続するものとする。